

(案)

原状回復に関する確認書

大阪市（以下「甲」という。）及び【事業者】（以下「乙」という。）は旧桜宮公会堂保存及び周辺園地活用事業協定書（以下「協定書」という。）に規定する、原状回復の義務について、次のとおり確認を行う。

（原状回復を行う範囲）

第1条 協定書第 条に定める原状回復とは別紙のとおりの状態に戻すことをいう。

（新たな事業者との合意）

第2条 次期事業者選定の結果、乙以外の新たな事業者（以下「丙」という。）が選定された場合において、乙が設置した施設（建物・設備・造作等）のうち丙が存置を求めた施設について、乙と丙は協議を行い、甲の承認を得た上で、乙は丙に権利の譲渡を書面により行うこと。ただし、丙に権利を譲渡することにより、乙が業務上不利となると乙が判断する施設についてはこの限りではない。

（返還期限）

第3条 前条の協議の結果、乙が設置した施設（建物・設備・造作等）のうち撤去することとなった部分について、協定書第 条第 項に基づき、事業期間終了後3ヶ月以内（令和 年 月 日まで）に原状回復を行うこと。

（解体撤去費相当額の納付）

第4条 第2条の協議の結果、丙が権利を譲り受けて存置することとなった施設（建物・設備・造作等）は解体撤去費相当額を事業期間終了（令和 年 月 日）までに甲に納付することにより、協定書第 条第 項に規定する原状回復義務を履行したものとして取り扱う。

2 次期事業者選定の結果、乙が事業者選定された場合、乙が設置した施設（建物・設備・造作等）は甲の承認を得たうえで、解体撤去費相当額を事業期間終了（令和 年 月 日）までに甲に納付することにより、協定書第 条第 項に規定する原状回復義務を履行したものとして取り扱う。ただし、解体撤去費相当額が指定期日までに甲に納付されなかった場合は、甲は乙に対する事業者選定を取消すとともに、乙は甲が受けた損害について補償しなければならない。

3 解体撤去費相当額は甲が指定する方法で、算出するものとする。

（裁判管轄）

第5条 本確認書から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(案)

(その他)

第6条 その他、本件確認書に記載する事項を除き、原状回復義務に関する事項は協定書第 条の規定に基づく。

本確認書による確認を証するため本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

(甲) 大阪市

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長

(乙) 【事業者名】

【事業者所在地】

【事業者代表者名】